

移動・外出支援ガイドブック

2022年版



老後の生活
も安心ね♪



今後ますます
移動のニーズ
が高くなる！



移動・外出ニーズが高まる背景

- ・近代化、都市化の影響により地域のコミュニティが希薄になってきている。
- ・生活スタイル、家族構成の変化により高齢独居世帯、老夫婦世帯が増加。
- ・高齢化率の上昇（R3時点27.8%）に伴う免許返納による移動困難者の増加。
- ・商店の大型化（広い圏域）に伴い、小規模な地域の商店が閉店していく。

...etc



移動・外出支援ってどんな種類があるの？

【福祉有償運送】 <道路運送法第79条>

- ・障がい者や要介護者等を対象に、車で原則1対1で送迎。

【交通空白地有償運送】 <道路運送法第79条>

- ・交通が不便な地域の住民を対象に、車を使って送迎。

◆自家用有償旅客運送

※バス・タクシーが運行されていない過疎地等において、日常生活における移動手段を確保するため、「登録」をうけた市町村、NPO等が自家用車(白ナンバー)を用いて有償で運送することが出来る制度。

要件として地域公共交通会議または運営協議会等で関係者の協議が調うことが必要。



上記以外の【登録不要の移動・外出支援】

- ・自治会などの地縁組織や、地域の有志が運行する。
- ・運送の対価が生じないなど、道路運送法に抵触しないように、注意が必要。

次ページから詳しく解説

登録、許可を要しない移動・外出支援について

地域の移動困難者に対する移動・外出支援を検討し、安定して継続していくために料金、謝礼などを設定する場合、道路運送法で認められる類型に沿って検討する必要があります。

①換金性が低い物での謝礼



- ・ 自宅でとれたお野菜。
- ・ 地域通貨（換金性が低い物）
- ・ 時間チケット、点数など
- ・ サービス預託（引き換え）等

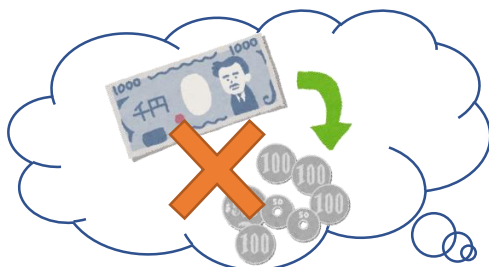
②ガソリン代等の実費のみ



- ・ 距離 ÷ 燃費（自動車により） × ガソリン単価 = 燃料費
 - ・ 高速料金、駐車場代等の実費
- ※複数人の場合、その合計が上記の額を超えないこと。

③自発的な「任意の謝礼」

- ・ 利用者から自発的に任意の謝礼で金銭が支払われた場合
 - ・ 実費のみを受け取るが「おつりは要らない」と言われる
- ※事前に対価の支払いが明示されていない。料金表がない事。



④本人の所有する車両を使用

- ・ 利用者の所有する車を使用する場合は「運送行為」には当たらないため、報酬が支払われていても法的な問題はない。

困ったときはいつでも声をかけてくださいね。



※事故が起きた場合などは利用者の自動車保険を使うことになります。

免許返納で乗れなくなっちゃったのよ。助かるわ。

⑤ 「運送の対価」が生じないケース

◆家事や身辺援助のサービスが中心であり、その一環として車によるサービスを行う場合。

付き添い、乗り降り介助

送迎

乗り降り・家事援助（片付け）

<例>



◆家事や身辺援助と一体的に提供し、運送の対価が生じない。



=



=



◆その他、利用者の費用負担が無い場合

○福祉施設等と共同による移送支援。

<課題>

- ・運転は誰が行う？
- ・燃料費は誰が負担？
- ・保険料はどうする？
- ・万が一の事故の際、責任は？

○行政からの公費補助などを受け運営。

（一般介護予防事業、総合事業など）

※葛城市では実施されていません。



...etc

お互いの安心のために

移動・外出支援を始めるうえで、一番心配なことは「何か(事故、怪我など)あったらどうしよう?」でしょう。

それは運転ボランティアはもちろん、利用する人も同じです。万が一に備えて、仕組みや保険など考えましょう。

① 申込書、同意書などによる合意

- ・ 移送中、付き添い中の事故や損害について保険以上の責任を負わない事。
- ・ これに同意し、利用する旨に記名、押印。

※法的な効力はありませんが、お互いの安心の為に作成されている所が多いです。



② 保険で万が一に備える

【自動車にかかっている任意保険を確認】
運転者、同乗者、人身傷害、車両保険など備わっていますか?

【福祉サービス総合補償】

年間活動者数 × 17円
(例:週1回3人が活動)

3人 × 52週 × 17円 = 2,652円/年

※個人での加入はできず、団体加入のみ。

※移送中は補償外!
乗車時間外の介助者、
利用者の怪我を補償。



【送迎サービス補償】 ※利用者の怪我を補償。(介助者は補償外)

○ Aプラン(利用者特定) 利用者**1名**につき**20円/1日**
(例:週1回) 1人 × 52週(1年) × 20円 = **1,040円/年**

※移送中だけでなく、自宅、外出先での怪我也保障。

○ Bプラン(車両特定) 乗車定員**1名**につき**2,000円/年**

※保障の対象は車の搭乗中に限る。



◆ メリット

大きな事故は任意保険での対応が必要ですが、軽微な事故、怪我などであれば、送迎サービス保障のみを使用することで、任意保険を使用せず、等級があがる心配がないこと。

③目的地、エリアを決めて実施

○普段の生活圏、日常生活の範囲を踏まえて目的地や、エリア（範囲）を決めておくことで事故のリスクを軽減しましょう。

【例】・葛城市内 ・葛城市の隣接 ・〇〇市のA病院

④運転者、利用者を把握しておく

【会員制のグループ】

- ・運転者、利用者もすべて会員登録することで、ある程度の利用の見込みや事前のニーズ把握などが可能です。
また、活動を通して「顔なじみ」の関係が広がり、地域のつながり、コミュニティがひろがります。

【既存の団体、グループを母体にする】

- ・サロン、老人会、自治会、仲良しグループなど、既存の集まりはすでに「顔なじみ」の関係が来ています。
- ・お互いの声をかけやすく、利用する人もハードルが低くなります。
- ・活動の周知などがスムーズに行えることもメリットです。



⑤安全運転講習を受講

○NPO法人全国移動ネットや、自動車教習所へ安全運転講習を依頼し、運転や付添い介助のスキルを習得する。

都心部で開催される2日間の講習で福祉有償運送の運転資格を取得できるものや、出張講座など依頼することもできます。

必要な場合は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターまで一度ご相談ください。



⑥「もしも」の連絡先を把握

交通事故

- 高田警察署 (0745-22-0110)
- 奈良県広域消防本部 (0744-26-0119)

怪我をさせてしまったら

- 加入されている任意保険会社：
- 福祉サービス総合保障、送迎サービス保障
社会福祉協議会まで (0745-48-3373)



移動・外出支援を始めるまでの流れ

①仲間を集める

最初は少なくとも良いですが、できれば2～3人以上の協力者を探す。

②勉強会の実施

支えあいや移動支援について学ぶ。

③情報収集

地域内の移動に困っている人がどのくらいいるか、将来的に困る人も含めて把握。(出来る限り具体的に)

④仕組みを検討

このガイドブックを参考に、地域にあった運行方法を検討しましょう。

- ・無償→利用する人が気を遣う
後の担い手が出てこない
- ・有償→気を遣わず利用しやすい
若い年代も参加しやすい。



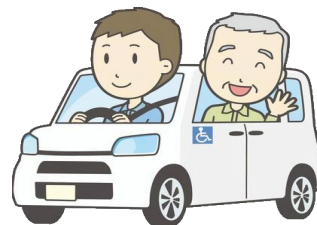
⑤テスト運行

お試しで一度運行すると、仕組みの問題や注意点などよくわかります。

⑥安全運転講習(任意)

※役割分担など
最終確認！

⑦正式にスタート



安心して暮らせる地域づくりを応援します！

地域の中で移動、交通手段の問題は真っ先に出てきますが、道路運送法など法律関係などが煩雑で解りづらく、すぐに解決することが難しい問題とされています。

しかし、公共交通や自家用有償運送だけでは地域の移動の問題を解決できないため、通達「許可又は登録を要しない運送」に基づき「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」を公開するなど、国土交通省は柔軟な運用を図っています。

このガイドブックはそれらに基づき作成していますが、各運輸支局による判断が異なる場合もあるため、事前に確認を行うことも必要です。

移動・外出支援を始めたい！と思ったら、その仕組みづくりの相談や、運輸局、他の団体との調整など生活支援コーディネーターがお手伝いします！まずは、お気軽にご相談ください。



葛城市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
田口・上田
0745-48-3373

